

ごせん 農業委員会だより

第66号

—発行—
五泉市農業委員会
新潟県五泉市太田1094-1
TEL (43)3911
—発行人—
会長 松尾 タカ子



五泉の花

チューリップ祭り
栗島公園の桜
ぼたん百種展示園

現況届の提出を 忘れずにしましょう

提出締切 6月30日(火)

提出用紙 農業者年金基金から直接
郵送で届きます。

提出先 農業委員会事務局
農業委員会村松事務所

※経営移譲年金の受給者の方は、
農業所得の納税申告名義などが
後継者の名義に変わっていないと、
年金が支給停止になります。

- ★ 積立方式のため、年間額は加入者数・
受給者数に左右されません。
- ★ 保険料は月額2万円から6万7千円の
範囲で選べ、いつでも見直しできます。
- ★ 終身年金です。
- ★ 80歳までに亡くなられた場合、死亡一
時金が遺族に支給されます。
- ★ 支払った保険料全額が社会保険料の控
除対象となります。
- ★ 認定農業者などの要件を満たす方には、
保険料の国庫補助があります。

農業者年金

加入しま
せんか



令和8年度 五泉市農業委員会最適化活動の成果目標

農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進を図るため、最適化活動の成果目標を設定しました。重点活動の目標値に向けて取り組んでいきます。一部抜粋して紹介します。計画の全文は市ホームページでも公開しています。

(1) 農地の集積 現状及び課題、目標

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5,090ha	3,079ha	60.5%
課 題	農業従事者の高齢化や新規就農者を含む農業後継者不足等により、農業者が年々減少傾向にあることから、効率的で安定した農業経営を担う中核的な認定農業者等の育成・確保が必要である。		
令和8年度 目標	管内の農地面積	5,090ha	
	今年度末の集積面積(累計)	3,283ha	
	(目標)今年度末の集積率	64.5%	

(2) 遊休農地の解消 現状及び課題、目標

現 状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	緑区分の遊休農地面積	黄区分の遊休農地面積
	0.60ha	0.60ha	0ha
課 題	利用意向調査の回収率の向上を図る。(特に市外在住の所有者へ連絡を取る)耕作条件により収益性の悪い農地の遊休化が懸念される。		
令和8年度 目標	令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.37ha	
	緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.07ha	

(3) 新規参入の促進 現状及び課題、目標

現 状	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者	令和7年度新規参入者
	2経営体	2経営体	3経営体
	36ha	11ha	14ha
課 題	農業経営を営もうとする青年等の新規就農者の確保が必要であるが、安定した収入が得られるための経営力が重要である。		
令和8年度 目標	新規参入者へ貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積		52.3ha



知っておきたい！ 農地移動の手続き



すべての農地に対して、売買・交換・貸借・転用する場合は、許可または届出が必要です。必要書類など、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。なお、申請内容は、毎月末の総会（公開）で審議します。

申請前に準備すること

◆申請地が死亡者の名義の場合は、相続登記が完了した後、申請してください。

◆一筆のうちの一部を申請する場合は、分筆登記が必要です。

申請締切日

◆毎月5日（土日祝日の場合は、次の開庁日）

定例総会日

◆毎月末に開催します。
※総会開催日が休日等の場合は、その前日となります。

農地法第4条・第5条		農地法第3条	農地法第3条・中間管理事業	
農地の「転用」		農地の「競売」	「貸借」の「解約」	農地の「売買」「交換」「贈与」「貸借」
<p>※農業振興地域内の農用地に指定されている場合 転用予定地の指定除外手続きが必要です。詳しくは市農林課へお問い合わせください。</p>		<p>競売に参加する場合、農業委員会が発行する「買受適格証明」が必要です。入札開始日の前月の締切日までに願出書が必要です。</p>	<p>貸借契約をしている農地を都合（売買・耕作開始・労力不足等）により中途解約する場合、両者の合意による解約通知書が必要です。</p>	<p>売買・交換・貸借・贈与の場合等は、農地法第3条または農地中間管理事業の申請・許可が必要です。（交換と贈与は農地法第3条のみ） 農地法第3条と農地中間管理事業の違いについては、農業委員会事務局までお問い合わせください。</p> <p>※相続により農地を取得した場合 許可は不要ですが、農業委員会へ届出が必要です。</p>
<p>※所有者自身が転用する場合 （農家住宅・車庫等） 農地法第4条の申請・許可が必要 ※所有者から権利を取得または借りて転用する場合 （一般住宅・資材置場等） 農地法第5条の申請・許可が必要</p>				

農地法等手続きに必要な書類の一部を省略します

農地法第3条、第4条、第5条に基づく許可申請及び中間管理事業の売買手続きの際に、土地の全部事項証明書、法人の全部事項証明書（法人が申請者である場合）を添付していただいておりますが、登記情報連携システムが導入され、農業委員会事務局で登記情報の確認ができるようになりましたので、土地及び法人の全部事項証明書の添付を省略できることになりました。

添付省略できる申請

農地法第3条、第4条、第5条、中間管理事業の売買

省略できる書類

土地の全部事項証明書
法人の全部事項証明書
（法人が申請者である場合）



⚠️ ストップ! 違反転用・遊休農地

農地に建物・広告看板・駐車場・資材置き場・残土置き場を設置するなど、農地以外の用途に転用する場合(一時的な利用も含む)は、農地法に基づく許可が必要です。農業委員会に許可の申請をしてください。

◆無許可転用には罰則

許可を受けずに農地を農地以外の用途に使用した場合は、「違反転用」となり、土地所有者を含めて違反転用者は厳しい措置がとられます。

※農地法の罰則・・・3年以下の拘禁刑 または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

◆7月～8月は農地パトロール強化月間です

農業委員会では、農地パトロール及び農地利用状況調査を実施し、優良農地の確保に努めています。

大切な農地を守りましょう!



全国農業新聞

購読しませんか



◆発行日

毎週金曜日(月4回発行)

◆購読料

月900円(送料及び税込み)

◆お申し込み先

農業委員会事務局
(五泉市役所・村松支所)

お試し期間として3ヶ月間の無料購読を申し込むこともできます。(3ヶ月後に購読の解約は不要です。)

◆4月の紙面改訂でより見やすく充実した内容に!

本紙の題字を含め、紙面全体の見出しが新しくなりました。

◆連載企画に新執筆者が登場!

つれづれ 農日記
石油王の12カ月
小泉ファーム
千葉・成田市 小泉 輝夫
(第1週に掲載)

つれづれ 農日記
薫のになにく通信
(株)横福 代表取締役
鹿児島市 横山 薫
(第4週に掲載)

◆新登場の記事もあります!



農業写真の撮り方や情報発信のやり方、オンライン販売について解説するコーナー(第4週に掲載)

編集後記

繁忙期真っ只中、いつしか田畑も緑に覆われています。今年は早い春の訪れから作業も順調に進んだのではないのでしょうか。

年々減り続ける農業人口は早急な改善が必要ではありますが、この流れは一朝一夕には変わりそうもありません。今ある農地をどう活用するか。耕作放棄地をいかにして解消するか。皆様の理解を得られる良い方法を見つけれればと思います。

編集委員 村田 和賢